

新 旧 対 照 表

(新)

平成28年度高知県小児在宅医療体制整備事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条 ～ 第10条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

別表第1（第3条関係）

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 小児訪問看護指導者育成派遣事業	7,200 千円	略	定額
2 訪問看護ステーション職員教育指導事業		1の事業で育成された小児訪問看護師が <u>福祉保健所管内</u> ごとの小児訪問看護の拠点となる訪問看護ステーション（拠点ステーション）の職員に対して行う教育指導又は同行訪問による技術指導（退院調整から在宅療養までの総合的なケアコーディネート、技術指導を含む。）に係る <u>賃金</u> 、旅費、需用費、役務費	

別表第2（第5条―第7条関係） 略

別記 略

(旧)

平成27年度高知県小児在宅医療体制整備事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1条 ～ 第10条 略

(附 則)

- 1 この要綱は、平成27年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

別表第1（第3条関係）

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 小児訪問看護指導者育成派遣事業	6,995 千円	略	定額
2 訪問看護ステーション職員教育指導事業		1の事業で育成された小児訪問看護師が <u>各福祉保健所管内</u> ごとの小児訪問看護の拠点となる訪問看護ステーション（拠点ステーション）の職員に対して行う教育指導又は同行訪問による技術指導（退院調整から在宅療養までの総合的なケアコーディネート、技術指導を含む。）に係る旅費、需用費及び役務費	

別表第2（第5条―第7条関係） 略

別記 略